

# 「新しい旅のスタイル・働き方を主とした観光事業」マーケティング業務委託 企画提案競技 実施要項

## 1. 業務実施の背景と企画提案の目的

当業務は埼玉県内の宿泊者数ならびに観光消費額の増加を目的とした、「新しい旅のスタイル・働き方」に対応した観光戦略を策定するために実施する。

令和元年度から令和3年度に実施した「秩父の酒」を核とした宿泊観光客拡大プロジェクト」におけるマーケティング調査で、酒好きの層に酒を満喫するプランを用意することで有効なプロモーションが実施できることが明らかになったことを踏まえ、令和4年度からはテレワークの浸透やワーケーションの普及などの「新しい旅のスタイル・働き方」による宿泊に関する新たなニーズが見られる状況を加味し、より効果的な宿泊者数・観光消費額増加を目指す取り組みの全県展開を目指したマーケティング調査を実施することとなった。

一昨年度の調査ではターゲットの選定や相性のよい観光資源に関する仮説を立て、昨年度の調査では各ターゲットを想定した滞在イメージの提示や宿泊プランの造成、販売を通じた「埼玉らしいワーケーション」の実証に取り組んだ。

過去2年の調査結果を踏まえた今回は、ワーケーションが酒をはじめとした県内観光消費増へ寄与する施策として定着することを目指し、認知向上のための情報発信、ワーケーションに訪れてもらうための情報を整備したウェブページ制作、地域や事業者が新たにワーケーション誘致に取り組む際の参考となるモデルケースの構築等の業務を、マーケティング業務に係る専門的知見をもって効果的かつ効率的に行う者を選定することを目的とした企画提案競技を実施する。

## 2. 募集概要

### (1) 業務名

「新しい旅のスタイル・働き方を主とした観光事業」マーケティング業務

### (2) 業務内容

別紙「『新しい旅のスタイル・働き方を主とした観光事業』マーケティング業務委託仕様書」（以下「仕様書」という）のとおり

### (3) 業務期間

契約日から令和7年3月31日（月）まで

### (4) 委託上限額

830万円（消費税及び地方消費税込み）

## 3. 参加資格・条件

企画提案に参加する者は、別紙2「企画提案参加意向届」を提出した者で、次の項目をすべて満たす者とする。

(1) マーケティング業務(コンサルティング含む)について十分な能力及び体制を有していること。

(2) 次のア～オのいずれかに該当しないこと。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者。

イ 埼玉県から指名停止措置、入札参加停止措置を受けている者。

ウ 法人税、法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者。

エ 会社更生法(平成4年法律第154号)に基づく更生手続開始、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者及びこれらの手続中である者。

- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成4年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者。埼玉県との契約に係る暴力団排除措置要綱(令和4年4月1日)に基づく入札参加除外措置を受けている者。

#### 4. 手続等に関する事項

##### (1) 全体スケジュール

公募開始	令和6年6月26日(水)
質問受付期間	令和6年6月26日(水)から令和6年7月1日(月)15時まで
質問回答予定	令和6年7月2日(火)17時まで
企画提案参加意向届の提出期限	令和6年7月5日(金)17時まで
企画提案書等の提出期限	令和6年7月16日(火)正午
プレゼンテーション審査	令和6年7月19日(金)午後
審査結果通知	令和6年7月22日(月)

##### (2) 公募開始及び参加希望申出受付開始

令和6年6月26日(水)

##### (3) 質問の受付及び回答

###### ア 質問期限

令和6年7月1日(月)15時(必着)

###### イ 質問方法

- ・質問書(別紙1)を添付した電子メールを、【saitamadmo@saitamadmo.org】宛てに送信すること。
- ・質問内容には特定の企業名や個人名を記入しないこと。
- ・メール件名を以下のとおりとすること。

【法人名】「新しい旅のスタイル・働き方を主とした観光事業」マーケティング業務質問書

- ・簡易なものを除き、口頭の質問は受け付けない。

###### ウ 回答方法

令和6年7月2日(火)17時までに埼玉県公式観光サイト「ちょこたび埼玉」

(<https://chocotabi-saitama.jp/>)にて掲載する。

※質問がなかった場合は、回答は行わない。

##### (4) 企画提案参加意向届の受付

本業務の企画提案競技に参加を希望する事業者(以下「参加希望者」という。)は、以下に基づき、企画提案参加意向届を提出するものとする。

###### ア 提出期限

令和6年7月5日(金)17時(必着)

###### イ 提出先・提出方法

- ・【saitamadmo@saitamadmo.org】宛てに電子メールで送信すること。
- ・メール件名を以下のとおりとすること。

【法人名】「新しい旅のスタイル・働き方を主とした観光事業」マーケティング業務委託企画提案参加意向届

※電子メールにより提出後、必ず、提出日の17時30分までに、当事業担当者宛てに電話連絡

すること。

ウ 提出書類

企画提案参加意向届（別紙2）

エ 参加辞退

企画提案参加意向届を提出した者が本企画提案による公募の参加を辞退する場合は、速やかに文書で当事業担当者まで届け出ること。

オ 共同参加

複数の事業者が共同して、本業務に参加することができるものとするが、事業者間の意思決定や本業務委託に責任を持つ者（代表事業者）が決定され、事業者間の役割分担を明確にする必要がある。

この場合、代表事業者が企画提案参加意向届（別紙2）及び企画提案参加意向届【共同参加申請書】（別紙2-2）を提出すること。なお、事業者のいずれかが「3. 参加資格・条件」を満たさない場合は、参加することができない。

（5）企画提案書等の提出応募方法

下記書類①～④をPDFデータで提出すること。PDFデータにできないものについては、各5部を提出期限内に郵送すること。

- |  |
|--|
| ① 会社概要<br>② 過去の実績一覧（参考資料がある場合は提出可）<br>③ 企画提案書<br>④ 見積書 |
|--|

様式は任意としますが、サイズはA4版でお願いします。

ア 提出期限及び提出先

企画書提出期限：令和6年7月16日（火）正午必着 ※PDFデータで提出すること

企画書提出先：一般社団法人埼玉県物産観光協会 マーケティング課

メールアドレス：saitamadmo@saitamadmo.org

※PDFデータにできないものは、以下の宛先へ郵送してください。

〒330-8669 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル5階  
一般社団法人埼玉県物産観光協会 マーケティング課

イ 提案書について

企画提案書には、仕様書の内容をふまえ、以下の内容を必ず記載すること。

なお、用紙の大きさは、原則、日本工業規格A4（横）とし、20ページ以内（表紙、目次、付図等は除く。）で、日本語、横書きで記載すること。

① 仕様書「4 業務内容」の実施内容

仕様書の「5 必須事項」を満たす形で、「9 参考情報」をふまつつ、目的に沿った具体的な提案を検討し、その内容を記載すること。

② 業務執行体制及び管理体制（各担当者のスキルや実績、常勤・非常勤の区別も含む）

③ 業務実施スケジュール表

④ その他、独自追加提案、必要と思われる事項

※提案書の作成に際しては、「委託仕様書の内容を具体化したもの」「独自で追加提案するもの」

の区別が明確に判別できるようにすること。なお、独自提案した内容は原則として実施するものとして提案すること（ただし、委託契約後に協会と協議の上変更することができる）。

#### ウ 見積書について

仕様書「4 業務内容」の実施に係る見積書を提出すること（押印不要）。

なお、見積額は「2. 募集概要」（4）の委託上限額以内とする。

※上限金額を超えての提案は失格となります

※必要な経費の内訳を記載すること

#### エ 過去のマーケティング業務の実績一覧

3（1）を証明するために作成実績一覧等を提出すること。なお、一覧のうち、提供可能な実績を証明する書類（契約書、完了検査結果通知等の写し）を併せて提出すること。

### 5. 事業者の選考方法

当該実施要項に基づき提出された企画提案書については、委託者により「7. 選定にあたっての審査基準」に基づいて内容の審査を行い、マーケティング調査能力、見積価格等を総合的に審査して最優秀提案者を契約先候補者に選定する。なお、参加希望者が4者を超える場合は、上記の書類確認に加え、書面審査（第一次審査）を実施し、合格者についてプレゼンテーション審査（第二次審査）を実施する。その場合は、プレゼンテーションの可否について、企画提案書を提出した事業者に対し、令和6年7月18日（木）までに連絡する。

選考の経緯、内容についての問合せには応じず、また、選考結果に対する異議申立は受け付けない。

### 6. プレゼンテーション審査の実施概要

（1）日時：令和6年7月19日（金）午後を予定（時間は後日連絡）

（2）場所：埼玉県物産観光協会 会議室

（3）持ち時間：30分（説明20分以内、質疑応答10分以内）

（4）参加人数：1社につき2名までとする。

（5）内定通知：審査会終了後令和6年7月22日（月）までに通知します。

（6）その他：プレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容とし、実務の担当者が行うこと。

その際、当協会が用意するモニターを使用することができる。

### 7. 選定にあたっての審査基準

主に、以下（1）～（9）に対して評価を行う。

（1）業務遂行に十分な実績があるか。また、その実績に見合った提案がされているか。

（2）仕様書を的確にふまえ、明確かつ具体的に提案されているか。

（3）本事業の目的、内容について正確に理解し、適切な目標を設定したうえで、当該目標の達成のために合理的かつ具体的な提案がされているか。

（4）参考情報を的確にふまえ、業務実施内容を提案しているか。

（5）各種業務の効果検証の方法は有効な内容か。

（6）ウェブページ制作、デジタルマーケティング、データマーケティングの専門的知見が提案内容に十分に反映されているか。

（7）業務の実施計画は、現実的で有効なものか。

- (8) 業務実施体制が整っており、適切で柔軟な対応ができるか。
- (9) 提案内容に対して、妥当な経費が提示されているか。経費の内訳が適切か。

## 8. 契約の締結

審査により最優秀提案者と判断された者と協議の上、契約を締結する。  
なお、契約候補者と協議が整わない場合は、総合点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

## 9. 契約保証金

埼玉県物産観光協会財務規則第 69 条により、契約金額の 100 分の 1 以上とする。ただし、契約の履行が確実に認められるときには免除とする。

## 10. その他の留意点

- (1) 提出された書類は返却しないものとする。
- (2) 企画提案に係る費用は参加者の負担とする。
- (3) 提出期限に遅れた場合は失格とする。
- (4) 企画提案に係る不正や著作権侵害など、法律に違反する行為が判明した場合には失格とする。  
また、受託事業者として決定した後、不正等が判明した場合には決定を取り消すこととする。
- (5) 企画提案書等の提出は、1 提案者につき 1 提案に限る。
- (6) 本業務の実施に当たっては、協会と十分に協議を行いながら進めることとする。
- (7) 委託業務により作成された成果品及びイラスト、撮影された写真等の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は協会に帰属する。ただし、受託者が所有する写真・イラスト等を使用した場合、当該写真・イラスト等についてはこの限りではない。受託者が所有する写真・イラスト等を、協会が、成果品以外に使用する際には、受託者と協議・許諾等を要するものとする。
- (8) 提出された提案書等は、埼玉県情報公開条例に基づき情報公開の対象になる場合がある。
- (9) 企画提案競技の停止、中止及び取り消し  
令和 6 年度歳入歳出予算の当該金額に減額等があったとき、緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において当該企画提案競技に要した費用を発注者に請求することはできない。

一般社団法人 埼玉県物産観光協会  
マーケティング課（担当：石川）  
電話：048-647-0500  
E-mail：saitamadmo@saitamadmo.org